

## 1—6 中小企業振興資金（創業枠）

### (1) 貸付対象者

次の「新規開業予定者」又は「新規開業者」に該当し、創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証制度要綱(20240815 中庁第3号)に定めるスタートアップ創出促進保証(以下「SSS保証」という。)を利用する者

ア 「新規開業予定者」とは、次に掲げるものであること。

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号、第3号及び第5号の規定による創業者であり、次のとおりであること

- (ア) 事業を営んでいない個人が1月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定支援等を受けた創業者」という。）にあつては6月以内）に新たな事業を開始する具体的な計画を有するもの（SSS保証は非該当）
- (イ) 事業を営んでいない個人が、2月以内（認定特定支援等を受けた創業者にあつては6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (ウ) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 「新規開業者」とは、次に掲げるものであること。

個人事業を開始し又は会社を設立してから5年未満のもの（SSS保証は会社設立のみ対象）。なお、法人成りの場合は、最初に事業を開始してから、5年未満の場合に限り、対象となる。

### (2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金・運転資金合計で 3,500万円
貸付利率	年1.2%
貸付期間 ※2※3	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	徴しない
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要（SSS保証利用時は不要）
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 信州創生推進資金（創業支援向け）との合計で5,500万円の範囲内であること

※2 貸付期間は1年超とすること

※3 SSS保証を利用する際、原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内

### (3) 申込書類

<b>ア 共通提出書類</b>
① 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ② 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
<b>イ 前記(1)貸付対象者 ア（新規開業予定者）の場合</b>
③ 創業計画書（創業関連保証利用時は様式第 16 号、SSS 保証利用時は同保証所定様式） ④ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類 ※ ④は、前記(1)貸付対象者 ア(ア)又は(イ)の場合に限る ⑤ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し ※ ⑤は、認定特定支援等を受けた創業者の場合に限る
<b>ウ 前記(1)貸付対象者 イ（新規開業者）の場合</b>
⑥ 次の(ア)～(ウ)いずれかの書類 (ア) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） (イ) 収支等計画書（様式第 18 号） ※ (イ)は、売上発生から決算書を作成するまでの期間の者が対象（売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会にて下記(ウ)の添付を求められる場合があり、その場合には収支等計画書は添付不要） (ウ) 創業計画書（創業関連保証利用時は様式第 16 号、SSS 保証利用時は同保証所定様式） ※ (ウ)は、法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の者が対象。SSS 保証利用時は売上が発生している者も対象（ただし、税務申告 1 期終了以降の者については一部記入省略可） ⑦ 開業届（開業届提出前の場合は、建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類）又は商業登記簿謄本の写し
<b>エ 設備資金の場合</b>
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図
<b>オ 提出部数</b>
2 部（金融機関及び保証協会等あて。②は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

### (4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

## (5) その他のポイント

- ア 県内における営業期間が1年未満の者であっても、貸付けの対象となる。
- イ 前記(1)貸付対象者 アに該当する者にあつては、融資あっせん申込みに当たり、創業計画書（様式第16号）を作成すること。
- ウ SSS保証を利用する者にあつては、同保証所定の創業計画書を作成すること。
- エ 保証協会の創業関連保証及びスタートアップ創出促進保証の中で取り扱うことになっているので次の点に留意すること。
  - (ア) 他の融資制度を含めて1貸付先の保証限度額は、3,500万円であること。
  - (イ) 無担保保証（8,000万円）の範囲内での取扱いであること。
- オ 貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。
- カ 借換条件
  - 借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。
    - (ア) 創業関連保証又はSSS保証を利用した県の制度融資に限り借換が可能であること。
    - (イ) 創業関連保証又はSSS保証を利用すること。